

会議傍聴報告書

会 議： ISSB 会議（2023年2月）

日 時： 2023年2月16日（木曜日）

報 告 者： サステナビリティ基準委員会 専門研究員 江口智美、吉村航平

ISSB 会議（2023年2月）傍聴報告

日時：2023年2月16日（木曜日）

スケジュール：別紙参照

2023年2月16日に、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）のボード会議が開催された。2月のISSBボード会議では、次の項目が議論された。

- 全般的要求事項（S1 基準）：サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに関連する開示を識別するためのガイダンスの情報源
- 全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）：発効日
- 全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）：デュー・プロセス及び書面投票に対する承認

なお、ISSBは、今後の予定として、書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始する予定であり、2023年第2四半期末に向けてIFRSサステナビリティ開示基準を公表する見込みである。

全般的要求事項（S1 基準）：サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示を識別するためのガイダンスの情報源

（背景）

ISSB は、2022 年 11 月の ISSB 補足ボード会議において、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、関連する開示を作成するために使用するガイダンスの情報源について議論を行った。

この会議において、S1 基準案における基本的な概念及び用語についての分析及び提案をさらに議論する上で、以下のガイダンスの情報源を参照する可能性について今後議論することとした。

1. 投資家に焦点を当てたマテリアルを制約なく（open-ended）参照するガイダンスの情報源（「一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」など）
2. グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）スタンダード
3. 欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）

（今回の会議における主な論点）

ISSB は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際、並びに関連する開示を識別する際に、作成者が考慮するガイダンスの情報源として、前述の 3 つのガイダンスの情報源を参照する可能性について議論を行った。

（主な暫定決定事項）

ISSB は、S1 基準案における要求事項を修正し、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に並びにそれらのリスク及び機会に関する開示を識別する際に、「一般目的財務報告の利用者のニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」を考慮することを作成者に容認するものの、要求はしないことを暫定的に決定した。

また、ISSB は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示を識別する際に、GRI スタンダード及び ESRS を考慮することを作成者に容認するものの、要求はしないことを導入することについても暫定的に決定した。これらのガイダンスの情報源は、S1 基準の付録におけるリストに記載される。

なお、当該決定を行う際、ISSB は、関連性のある IFRS サステナビリティ開示基準が存在しない場合にのみ、作成者はこれらの情報源を使用することが容認されることを強調した。これらの情報源を使用する際、作成者は以下のことを確実にすることが要求される。

1. 重要性がある（material）情報を、これらの情報源に従って開示される重要性がない（immaterial）情報によって不明瞭（obscure）にしない。
2. S1 基準の要求事項を考慮することなく、これらの情報源に従って作成される開示を転用しない。
3. すべての開示は、利用者の情報ニーズを満たし、重要性（materiality）の対象となる。

全般的要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）：発効日

（背景）

ISSBは、S1基準案及びS2基準案の公開協議において寄せられたフィードバック及びこれまでの再審議を踏まえ、最初のIFRSサステナビリティ開示基準の発効日について議論を行うこととした。

ISSBは、また、これまでの再審議において、特定の要求事項について経過措置（transitional relief）を提供することを暫定決定しており、これらの期間については、発効日についての議論と併せて行うこととしていた。

（今回の会議における主な論点）

ISSBは、以下の事項について議論を行った。

1. S1基準及びS2基準の発効日並びに早期適用
2. これまでの再審議において暫定決定した経過措置（transitional reliefs）の期間

（主な暫定決定事項）

ISSBは、以下のことを暫定的に決定した。

1. S1基準及びS2基準の両方について、2024年1月1日以後開始する年次報告期間から発効することを要求する。
2. S1基準及びS2基準の早期適用（early application）を容認することを確認する。
3. 企業がS1基準及びS2基準の両方を同時に適用した場合に限り、早期適用を容認する。
4. 企業がS1基準及びS2基準を早期適用した場合、企業はその旨を開示することが要求されることを確認する。

ISSBは、短期間の経過措置（transitional reliefs）を適用している企業が、以下のタイミングでサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認することを暫定的に決定した。

1. 期中報告書（interim report）を提供することが要求されている場合、翌年度の第2四半期又は上半期の期中報告書と同時（at the same time）
2. 期中報告書を任意で提供している場合、翌年度の第2四半期又は上半期の期中報告書と同時（at the same time）。ただし、年次報告期間末日から9か月以

内

3. 期中報告書を提供することが要求されておらず、かつ、任意で提供していない場合、年次報告期間末日から9か月以内

また、ISSBは、以下の救済措置は企業がS1基準及びS2基準を適用する最初の年次報告期間において利用可能とすることも暫定的に決定した。

1. サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告するという要求事項からの救済措置（ISSBの前述の決定に従う。）
2. スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス（GHG）排出を「温室効果ガスプロトコル：企業算定及び報告基準（the Greenhouse Gas Protocol :A Corporate Accounting and Reporting Standard）」に従って測定するという要求事項からの救済措置（企業がS2基準を初度適用する直前の年次報告期間において異なる測定基礎を用いている場合）
3. スコープ3のGHG排出を開示するという要求事項からの救済措置

全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）：デュー・プロセス及び書面投票に対する承認

（背景）

S1 基準及び S2 基準の開発において実施するデュー・プロセスのステップは、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」の定めに準拠して行うことが求められ、IFRS 財団評議員会のデュー・プロセス監督委員会により監督される。

（今回の会議における主な論点）

ISSB は、全般的なサステナビリティ関連開示及び気候関連開示のプロジェクトについて、S1 基準案及び S2 基準案に関する再審議を含め、これまで実施したデュー・プロセスのステップをまとめた上で、S1 基準及び S2 基準についての書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始するかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

ISSB は、適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠しており、S1 基準及び S2 基準の書面投票に向けたプロセス（balloting process）を開始するための十分な協議及び分析を完了したことに納得した旨を確認した。

また、ISSB は、S1 基準及び S2 基準を再公開しない（not be re-exposed）ことを決定した。

なお、S1 基準及び S2 基準の公表に反対する（dissent）意図がある ISSB メンバーはいなかった。

以 上

別紙 スケジュール

2月16日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:15-11:30	全般的要求事項（S1 基準）：サステナビリティ関連のリスク及び機会並びに開示を識別するためのガイダンスの情報源（アジェンダ・ペーパー3A） （予定 75 分→80 分）
11:30-11:45	休憩
11:45-13:15	全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）：発効日（アジェンダ・ペーパー3B&4A） （予定 90 分→80 分）
13:15-15:30	休憩
15:30-16:30	全般的要求事項（S1 基準）及び気候関連開示（S2 基準）：デュー・プロセス及び書面投票に対する承認（アジェンダ・ペーパー3C&4B） （予定 60 分→35 分）

以 上